【任意組合】税務上の取扱い②

3. 組合事業から生ずる利益等の額の計算（法基通14-1-2、所基通36.37共20 ）
原則としてグロスグロス法（総額法）によるが、継続適用を条件にグロスネット法、ネットネット法も認められる。

	内容	PL	BS
(1)グロスグロス法	当該組合事業の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法	総額	総額
(2)グロスネット法	当該組合事業の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法	総額	純額
(3)ネットネット法	当該組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に分配又は負担させることとする方法	純額	純額

上記の方法のうち、どの方法を選択するかで適用できる税法規定が異なる。